



AIG 損保

タイアップ用 所得補償保険の約款

普通保険約款・特約

2025.6版 (2025年10月1日以降保険始期契約用)

このたびは、弊社の保険にご加入をいただきありがとうございます。保険約款をお届けします。
ご不明な点は、下記までご確認ください。

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは…

0120-016-693

平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除く)

事故のご報告、保険金の請求に関するご相談は…

0120-01-9016

24時間365日

弊社への苦情・ご不満を承る窓口は…

0120-246-145

平日 午前9時～午後5時(年末年始を除く)

AIG 損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500(大代表)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

◆ 目 次 ◆

普通保険約款・特約

所得補償保険普通保険約款	2
--------------------	---

お客さまのご契約には、ご契約の保険証券の特約欄等に表示された特約がセットされています。

特約名称	掲載頁
特定疾病等補償対象外特約	10
保険料分割払特約（一般団体）	10
保険契約の自動継続に関する特約	11
集団扱特約（生命保険セット用）	12
集団扱における追加保険料の払込みに関する特約（生命保険セット用）	15
保険契約の自動継続に関する特約（集団扱契約（生命保険セット用））	15
保険料分割払特約（一般）	17
保険契約の自動継続に関する特約（分割払契約用）	18
初回保険料の口座振替に関する特約	19
特定疾病・症状一覧表（特定疾病等補償対象外特約用）	21
【近畿税理士会用】特定疾病・症状一覧表（特定疾病等補償対象外特約用）	22

所得補償保険普通保険約款

第1章 基本条項

<用語の定義>

(1) この保険契約に適用される普通保険約款（これに付帯された特約を含みます。以下「普通保険約款等」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される特約に別の規定がある場合を除きます。

用語	定義
い 医学的他覚所見 医師	医学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
か 解除 解約	当会社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。 保険契約者または被保険者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
き 既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から保険契約の条件を変更した日、保険契約が解除もしくは解約された日、または保険契約が失効した日までの期間をいいます。
け 継続契約 契約年齢	所得補償保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする所得補償保険契約をいいます。 （注）その所得補償保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。 この保険契約の保険期間の開始時における被保険者の年齢（注）をいいます。 （注）満年齢とします。
こ 告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
し 失効 自動車等 疾病 支払事由 支払責任額 就業不能	この保険契約の全部または一部の効力を、この保険契約に適用される普通保険約款等に定める時以降失うことをいいます。 自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 （注）クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。 被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。 被保険者が被った身体障害を原因として当会社が保険金を支払うべき事由をいいます。 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により証券記載業務に全く従事できない状態をいいます。 ア. その身体障害の治療のため、入院していること。

	イ. 上記ア以外で、その身体障害につき、治療を受けていること。 ただし、てん補期間が2年を超える契約である場合において、免責期間終了日の翌日から起算して24か月経過後については、被保険者がその経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことをいいます。 なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後もしくは身体障害が治癒した後は、いかなる場合でも、この保険契約においては、就業不能とはいいません。
就業不能期間	てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
証券記載業務	保険証券記載の業務をいいます。
所得	証券記載業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
所得補償保険契約	所得補償保険普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約をいいます。
身体障害	傷害（注）または疾病をいいます。 （注）傷害の原因となった事故を含みます。
身体障害を被った時	ア. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時をいいます。 イ. 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時をいいます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち 中途更改	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
て てん補期間	免責期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいい、当会社が保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。
に 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
へ 平均月間所得	免責期間が始まる直前12か月における被保険者の

	額	所得の平均月間額をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
み	未経過期間	この保険契約の条件を変更した日、保険契約が解除または解約された日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
む	無効	この保険契約の全部の効力を、保険期間の初日にさかのぼって失うことをいいます。
め	免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいい、この期間に対しては、当会社は保険金を支払いません。

- (2) この保険契約に適用される普通保険約款等における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）	
い	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
さ	災害救助法（昭和22年法律第118号）
と	道路交通法（昭和35年法律第105号）
へ	弁護士法（昭和24年法律第205号）

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午後4時（注）に始まります。 （注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。
① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
③ 被保険者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の所得補償保険契約の保険期間の開始時から、その所得補償保険契約の保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、その身体障害によってその所得補償保険契約の継続契約の保険期間中に始まった就業不能

第2条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に就業不能になった場合に限り、保険金を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。ただし、就業不能になった日が保険期間の初日からその日を含めて2年を経過した後である場合は、保険金を支払います。
(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。ただし、就業不能になった日が初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて2年を経過した後である場合は、保険金を支払います。

第3条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結（注）の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
（注）保険責任を加重した場合を含みます。
(2) 当会社は、保険契約締結（注1）の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。
（注1）保険責任を加重した場合を含みます。
（注2）保険責任を加重した場合には、その加重した部分をいいます。
(3) この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合を除きます。
(4) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
① (2)に規定する事実がなくなった場合
② 当会社が保険契約締結（注1）の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注2）
③ 保険契約者または被保険者が、被保険者が身体障害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結（注1）の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時（注3）から5年を経過した場合
⑤ 保険契約締結時（注3）からその日を含めて2年以内に、保険金の支払事由（注4）が生じなかった場合
（注1）保険責任を加重した場合を含みます。
（注2）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
（注3）この保険契約が次のいずれかに該当する場合は、保険契約締結時とは、それぞれ次のいずれかに掲げる日をいいます。
ア. この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の締結日
イ. アにかかわらず、この保険契約が継続された時または保険期間の中途において、保険責任を加重したものである場合は、その加重した部分については、当会社がその加重による保険契約の条件の変更を承認した日
（注4）保険金支払の有無を問いません。
(5) (2)の規定による解除がてん補期間が開始した後になされた場合でも、第13条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した身体障害については適用しません。

第4条（証券記載業務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結（注）の後、被保険者が証券記載業務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
(2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後保険料（注1）が変更前保険料（注2）よりも高いときは、当会社は、証券記載業務の変更の事実（注3）があつた後に生じた身体障害による就業不能に対しては、変更前保険料（注2）の変更後保険料（注1）に対する割合

により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

(注2) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。

(注3) (1)の変更の事実をいいます。

- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないう旨の1か月を経過した場合または証券記載業務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注)(1)の変更の事実をいいます。

- (4) (2)の規定は、証券記載業務の変更の事実(注)に基づかずに発生した身体障害による就業不能については適用しません。

(注)(1)の変更の事実をいいます。

- (5) (2)の規定にかかわらず、証券記載業務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1)(1)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (6) (5)の規定による解除が身体障害の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、証券記載業務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体障害による就業不能に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注)(1)の変更の事実をいいます。

第5条(保険契約者の住所変更)

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第6条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第7条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合、もしくは、従事できなくなった場合には、この保険契約は効力を失います。

第8条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条(保険金額の調整)

保険契約締結の際、保険金額が保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月額額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

第10条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合で、その一部を解約することにより保険責任を軽減するときは、次のいずれかの加重をした時が、保険契約者から一部解約の通知を受けた時に最も近い保険責任から軽減するものとします。

ア. 継続された時において保険責任を加重したものである場合

イ. 保険期間の中途において保険責任を加重したものである場合

第11条(重大事由による解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた身体障害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が身体障害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体障害(注1)による就業不能に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1)(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた身体障害をいいます。

(注2)(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条(被保険者による保険契約の解約請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)

を解約することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ ②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑤までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解約しなければなりません。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第13条（保険契約解除・解約の効力）

保険契約の解除および解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 当会社は、第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、証券記載業務の変更の事実（注1）がある場合または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することができます。

区 分	返還または追加保険料の算式
① 第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 証券記載業務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料を変更する必要があるとき。	ア. 変更後の保険料（注2）が変更前の保険料（注3）よりも高くなる場合は、証券記載業務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し、次の算式により算出した額を請求します。

$$\boxed{\text{追加保険料の額}} = \boxed{\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額}} \times$$

$$\frac{\boxed{\text{未経過期間における月数（注5）}}}{12}$$

- イ. 変更後の保険料（注2）が変更前の保険料（注3）よりも低くなる場合は、証券記載業務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し、次の算式により算出した額を返還します。

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}$$

$$\times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間における月数（注5）}}}{12} \right)$$

- ③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行う場合において、保険料を変更する必要があるとき。
- ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

$$\boxed{\text{追加保険料の額}} = \boxed{\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額}} \times$$

$$\frac{\boxed{\text{未経過期間における月数（注5）}}}{12}$$

- イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額}}$$

$$\times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間における月数（注5）}}}{12} \right)$$

（注1）第4条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(1)の変更の事実をいいます。

（注2）変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

（注3）変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第4条（1）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

（注5）1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず

- らず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1) ①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1) ②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、証券記載業務の変更の事実(注1)があった後に生じた身体障害による就業不能に対しては、変更前保険料(注2)の変更後保険料(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 第4条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(1)の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前の証券記載業務に対して適用された保険料をいいます。
- (注3) 変更後の証券記載業務に対して適用されるべき保険料をいいます。

- (5) (1) ③の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた身体障害による就業不能に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款等に従い、保険金を支払います。

第15条(保険料の返還-無効、失効または取消しの場合)

保険契約の無効、失効または取消しの場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	返還保険料の算式
① 第6条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合または第8条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合	保険料は返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第16条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

第9条(保険金額の調整)の規定により保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時にさかのぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

第17条(保険料の返還-解除または解約の場合)

保険契約の解除または解約の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	返還保険料の算式
① 第3条(告知義務)(2)、第4条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(5)、第11条(重大事由による解除)(1)または第14条(保険料の返還または追加保険料の請求-告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間における日数}}{365}$
② 第11条(2)の規定により、当会社が保険契約(注1)を解除した場合	
③ 第10条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。
④ 第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(2)の規定により、この保険契約(注1)を解約した場合	$\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注3)}}{12} \right)$
⑤ 第12条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注1)を解約した場合(注2)	

(注1) その被保険者に係る部分に限りです。

(注2) 返還保険料は保険契約者に返還します。

(注3) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第18条(就業不能期間が開始した場合の通知)

- (1) 就業不能期間が開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、就業不能期間が開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告

げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条（就業不能の証明）

就業不能期間が1か月以上継続する場合は、被保険者は1か月ごとに就業不能が継続していることの証明を書面をもって当会社に通知しなければなりません。

第20条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 就業不能が終了した日（注1）

② 就業不能の期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間の末日

③ 被保険者がその経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できる見込みのないことが判明した場合は、判明した日（注2）

④ 被保険者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した日

（注1）②および③または④に該当する場合を除きます。

（注2）てん補期間が2年を超える契約である場合に限りです。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、身体障害の内容または就業不能の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因、身体障害発生の状況、就業不能発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、身体障害と就業不能との関係、治療の経過および内容、被保険者の所得の額

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

	照会または調査	日数
①	(1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
②	(1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤	(1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、就業不能期間が1か月以上継続する場合には、当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申し出によって、当会社所定の方法により保険金の内払を行います。

(4) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(5) (1)、(2)または(3)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第18条（就業不能期間が開始した場合の通知）もしくは第19条（就業不能の証明）の規定による通知または第20条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費

用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第23条 (契約年齢の誤りの取扱い)

(1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。

① 実際の契約年齢が、この保険契約の引受範囲(注)を超えていた場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。この場合、当社は既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

② 実際の契約年齢が、この保険契約の引受範囲(注)の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

(注) 保険料を変更することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(2) 保険契約者が、(1)の規定により当社が請求した追加保険料の支払を怠った場合(注1)において、その追加保険料の領収前に、被保険者が身体障害を被った場合または就業不能を開始した場合は、当社は、訂正前保険料(注2)の訂正後保険料(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(注2) 誤った契約年齢に対して適用された保険料をいいます。

(注3) 実際の契約年齢に対して適用されるべき保険料をいいます。

第24条 (時効)

保険金請求権は、第20条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条 (代理)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第26条 (無事故戻しの返れい)

(1) 当社は、保険期間が満了した場合において、この保険契約の被保険者につき、保険期間中に当社が保険金を支払うべき就業不能または傷害の発生がなかった場合には、無事故戻し返れい金(注)を、保険契約者に返れいします。

(注) 当社が返れいする無事故戻しの金額であって、当社が領収した保険料の20%相当額をいいます。

(2) 当社は、(1)の無事故戻し返れい金を保険期間の満了前1か月以内に支払うことがあります。ただし、保険期間中に当社が保険金を支払うべき就業不能または傷害が発生した場合には、保険契約者は受領した(1)の無事故戻し返れい金を当社に返還しなければなりません。

第27条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第28条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合におい

て、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第29条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が複数である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第30条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟の提起については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条 (準拠法)

この普通保険約款等に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2章 補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が日本国内または国外において身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合は、被保険者が被る損失についてこの約款に従い保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次に掲げる身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害

④ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。

⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)によって被った身体障害

⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害

⑧ ⑥および⑦の身体障害の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害

⑩ 頸部症候群(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の

地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(2) 当社は、次に掲げる傷害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害

ア. 法令に定められた運転資格(注)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害

③ ②の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害

(注) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

(3) 当社は、次に掲げる就業不能に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(注)を被り、これを原因とした就業不能

② 被保険者の妊娠または出産を原因とした就業不能

(注) 具体的には、平成17年10月7日総務省告示第1147号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99までに規定された内容に準拠します。

第3条(保険金の支払額)

(1) 当社は、就業不能期間に対して、被保険者に保険金を支払います。

(2) (1)の保険金の額は、就業不能期間1か月について、保険金額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額を就業不能期間1か月についての支払保険金の額とします。

(3) 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

(4) 被保険者が身体障害を被った時の属する日(注1)から就業不能になった日までの間に、この保険契約(注2)の支払条件の変更があった場合は、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額(注3)のうち、いずれか低い金額を支払います。

(注1) 身体障害を被った時の属する日が就業不能となった日の2年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。

(注2) この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

(注3) 2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第4条(就業不能期間の重複)

当社は、原因または時を異にして発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて保険金を支払いません。

第5条(就業不能期間の決定)

(1) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当社は、その影響がなかった場合に相当する就業不能期間を決定して保険金を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もし

くは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、就業不能期間が延長した場合も、(1)および(2)と同様の方法で支払います。

第6条(就業不能の取扱い)

(1) 免責期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用しません。

(2) (1)の規定にかかわらず、就業不能が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなします。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用します。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第1条(保険金を支払う場合)の就業不能に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複し、かつ、就業不能期間1か月に相当するそれぞれの支払責任額の合計額が平均月間所得額を超えるときは、当社は、この保険契約における就業不能期間1か月あたりの保険金として、次に定める額を支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
平均月間所得額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当社の定める就業不能状況報告書
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
5. 身体障害の内容および就業不能を証明する医師の診断書
6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
7. 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
8. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
9. 所得を証明する書類
10. 被保険者の印鑑証明書
11. 被保険者の戸籍謄本
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
13. その他当社が第1章基本条項第21条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結(注)の際に当社が交付する書面等において定めたもの (注) 保険責任を加重した場合を含みます。

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特約

特定疾病等補償対象外特約

当社は、この特約により、被保険者の就業不能が、保険証券記載の疾病および傷害による就業不能である場合は、保険金を支払いません。

保険料分割払特約（一般団体）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
こ 口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し 次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、その追加保険料をいい、分割して払い込む場合は初回分割追加保険料をいいます。
つ 追加保険料	普通保険約款等の規定により、当社が請求する追加保険料をいいます。
て 提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ね 年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
は 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ふ 分割追加保険料	追加保険料を残余の回数および金額に分割して払い込む場合におけるその分割した追加保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを当社が承認した場合に適用されます。

第2条（分割保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、分割保険料を次の区分に従い、当社に払い込まなければなりません。

区分	分割保険料の払込み
① 初回分割保険料	この保険契約の締結と同時に払い込むものとし、ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、初回分割保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。
② 第2回目以降の分割保険料	払込期日までに払い込むものとし、

(2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請

求が行われなかったことによる場合は、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、初回分割保険料領収前に被った身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、初回分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能

② この保険契約の保険期間の開始時から、初回分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

(2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に被った身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月末日までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。

① その分割保険料の払込期日の翌日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能

② その分割保険料の払込期日の翌日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

(3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。

(4) (2)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者が故意または重大な過失がなかつたときと当社が認めるときは、当社は、(2)、(3)および第6条（保険契約の解除—分割保険料不払の場合）(1)①の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対してその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（追加保険料の払込み）

(1) 次のいずれかの規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、残余の分割回数がある場合は、追加保険料をその回数および金額に分割して払い込むことができます。

① 普通保険約款第1章基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）(1)①

② 普通保険約款第1章基本条項第14条(1)②

③ 普通保険約款第1章基本条項第14条(1)③

(2) (1)の場合において、追加保険料を分割して払い込む場合は、分割追加保険料を残余の払込期日までに払い込まなければなりません。

(3) (1)の場合において、追加保険料を口座振替により払い込む場合は、当社は、追加保険料（注）を払い込むべき払込期日を、提携金融機関において口座振替が可能となる最初の口座振替日とすることができます。

（注）分割追加保険料については、初回分割追加保険料をいいます。

第5条（追加保険料不払の場合の取扱い）

(1) 当社は、保険契約者が前条(1)①または②の初回追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもつ

て、この保険契約を解除することができます。

- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みがなかった場合に限りです。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (4) 前条(1)①の追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注)。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。

- (5) 前条(1)②の追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、証券記載業務の変更の事実(注)があった後に被った身体障害による就業不能に対しては、普通保険約款第1章基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)

(4)の規定を適用し、保険金を削減して支払います。

(注) 普通保険約款第1章基本条項第4条(証券記載業務の変更に関する通知義務(1)の変更の事実をいいます)。

- (6) 前条(1)③の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に被った身体障害による就業不能に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

- (7) 初回追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みがなかった場合で、その払込期日の属する月の翌月末日までに被った身体障害による就業不能に対して、初回追加保険料を請求すべき事由に対する保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者はその払込期日に払い込むべき保険料(注)を当会社に払い込まなければなりません。

(注) 初回追加保険料とその払込期日までに払い込むべき分割保険料とを合計した保険料をいいます。

- (8) (1)および(7)の規定にかかわらず、初回追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失があったと当社が認めるときは、当社は、(1)および(7)の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対してその初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第6条(保険契約の解除—分割保険料不払の場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

- (3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

保険契約の自動継続に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 継続契約	第2条(保険契約の継続)(1)または(3)の規定により継続される保険契約をいいます。
は 払込期日	継続前契約の保険期間の満了する日の属する月の末日をいいます。
ほ 保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条(保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日までに、当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容(注)で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

(注) 第6条(継続契約に適用される制度・料率等)に規定する場合を除きます。

- (2) 被保険者の年齢が進行することにより、その被保険者の適用保険料が変更となる場合には、(1)のいずれか「同一の内容」のうち保険料または保険金額については、次のいずれかこの保険証券に記載された方法により計算した額とします。

① 保険金額を同額とし、保険料を変更する方法

② 保険料を同額とし、保険金額を変更する方法

- (3) (1)の規定にかかわらず、継続時の当社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。

- (4) (1)から(3)までの規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条(継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料(注)を、払込期日までに払い込むものとします。

(注) 保険料分割払特約(一般団体)が適用される場合には、継続契約の初回分割保険料とします。

- (3) (2)の規定にかかわらず、継続契約が、保険料分割払特約(一般団体)を付帯して引き受けられた場合において、保険料分割払特約(一般団体)第2条(分割保険料の払込み)(1)①ただし書が適用されるときは、保険料、および、継続契約が、保険料の払込みに関する特約を付帯して引き受けられた場合の保険料は、保険契約継続の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

- (4) (2)の継続契約の保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が継続契約の保険料の払込期日までに継続契約の保険料の払込み

を怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当社が口座振替請求を行った最も早い振替日(注)を継続契約の保険料の払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(注) その振替日が継続契約の保険料の払込期日の属する月の翌月の振替日以降となるとときは、継続契約の保険料の払込期日の属する月の翌月の振替日とします。

(5) この保険契約に保険料分割払特約(一般団体)が適用される場合で、

(4)の規定により、継続契約の保険期間の初日の属する月の翌月以降に継続契約の保険料を口座振替するときは、当社は、継続契約の第2回目以降に払い込むべき分割保険料と初回分割保険料を同時に口座振替します。

第4条(継続契約の保険料領収前の事故)

(1) 前条の継続契約の保険料について、その払込期日に継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険料を、その継続契約の保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が継続契約の保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに継続契約の保険料を払い込んだ場合には、この保険契約の継続時に継続契約の保険料を領収したものとみなして、継続契約の普通保険約款および継続契約に付帯された特約の規定を適用します。

(3) 前条の継続契約の保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が(1)に規定する継続契約の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めるときは、当社は、(1)、(2)および次条(1)の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対してその継続契約の保険料の払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(4) (2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、継続契約の保険料領収前に被った身体障害による就業不能に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、継続契約の保険料を当社に払い込まなければなりません。

第5条(継続契約の解除-保険料不払の場合)

(1) 当社は、第3条(継続契約の保険料および払込方法)の継続契約の保険料について、その払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の保険料の払込みがない場合には、継続契約を解除することができます。

(2) (1)の規定は、継続契約に付帯された保険料分割払特約(一般団体)の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(継続契約に適用される制度・料率等)

(1) この保険契約に適用した制度・料率等(注)が改定された場合には、当社は、制度・料率等(注)が改定された日以降第2条(保険契約の継続)(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等(注)を変更します。

(注) 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

(2) (1)の規定により第3条(継続契約の保険料および払込方法)から第5条(継続契約の解除-保険料不払の場合)までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

第7条(継続契約に適用される特約)

(1) この保険契約が第2条(保険契約の継続)(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適

用されるものとします。

(2) この保険契約に初回保険料の口座振替に関する特約が付帯されている場合、継続された保険契約については、この特約の規定が優先して適用されます。

第8条(継続契約の告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、第2条(保険契約の継続)(1)から(3)までの規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項(注)に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(注) 継続前契約の告知事項について、次に掲げる変更があった場合は、その変更後の内容をいいます。

ア. 普通保険約款第1章基本条項第3条(告知義務)(4)③の規定による訂正に基づく変更

イ. 同章第4条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(1)の規定による通知に基づく変更

(2) 当社は、保険契約継続の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が、保険契約継続の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、普通保険約款第2章補償条項第1条(保険金を支払う場合)の身体障害によって就業不能となる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約継続の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を継続していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合またはその継続契約の締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除がてん補期間が開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第1章基本条項第13条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注) (1)の告知事項の変更が被保険者の職業または職務の変更である場合は、普通保険約款第1章基本条項第4条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(2)の規定に準じ、保険金を削減して支払います。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した身体障害については適用しません。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

集団扱特約(生命保険セット用)

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し 集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱契約用）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
集団	当会社の承認する集団をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、年額保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、初回分割保険料をいいます。
せ 生命保険会社	保険業法第2条（定義）第3項に規定する生命保険会社をいいます。
生命保険契約	生命保険会社が引受ける生命保険契約をいいます。
ね 年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
ふ 分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
ほ 保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
み 未払込保険料	保険年度ごとに、その保険年度の総保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた保険料をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年/法令番号）	
ほ	保険業法（平成7年法律第105号）

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者および被保険者が、この特約が付帯された保険契約と組み合わせられる生命保険契約の保険契約者および被保険者と同一の者であること。
 - ② 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 集団
 - イ. 集団の役職員
 - ウ. 集団の構成員
 - エ. 集団の構成員の役職員
 - ③ 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ④ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- (2) この特約が付帯された保険契約と組み合わせられる生命保険契約の申し込みが、生命保険会社において承諾されなかった場合には、この特約が付帯された保険契約は無効とします。

第2条（保険料の払込み）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一時にまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。

- ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- ② 第2回目以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者は、第2回目以降の分割保険料を集金契約に定める集金日までに集金者に払い込まなければなりません。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。ただし、年額保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
 - ① 年額保険料を領収する前に被った身体障害による就業不能
 - ② 年額保険料を領収する前に始まった就業不能
- (2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。ただし、初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
 - ① 初回分割保険料を領収する前に被った身体障害による就業不能
 - ② 初回分割保険料を領収する前に始まった就業不能

第4条（保険責任の始期および終期の特約）

- (1) 保険契約者が初回保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む場合は、この特約が付帯された保険契約の保険責任の始期および終期は、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、次によります。

① 開始時間	集金者が集金した日または集金者の指定する口座へ払い込まれた日の属する月の翌月1日の午前0時に始まり
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの日から保険期間の初日の前日までの間に当会社が保険金を支払うべき身体障害を被った場合には、それぞれに掲げる日の午前0時から当会社の保険責任は始まるものとし、その日を保険期間の初日に改めます。この場合には、改められた保険期間の初日を保険期間その他この保険契約における期間の計算の基準とします。

- ① 預金口座振替の手続により集金者の指定する口座に初回保険料を払い込む場合は、保険契約者が指定する預金口座から初回保険料が引き落された日
 - ② 預金口座振替以外の手続により集金者へ初回保険料を払い込む場合は、集金者が集金した日または集金者の指定する口座に着金した日
- (3) 預金口座振替の手続により集金者の指定する口座へ払い込まれた初回保険料が、集金者により実際に当会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその初回保険料の払い込みが取り消された場合には、初回保険料の払い込みがなかったものとし、その初回保険料については、当会社は、保険契約上の保険責任を負いません。

第5条（集団との取り決めによる取扱）

前条(1)の規定について、当会社と集団とが特別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

第6条（第2回目以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）

- (1) 第2条（保険料の払込み）(4)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込みについては、集金日の属する月の翌々月末日までを猶予期間とします。

- (2) (1)の分割保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- (3) (2)の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第7条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款等の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分に従い、当社に払い込まなければなりません。

区 分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款第1章基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求・告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)(1)①の規定により、当社が請求した追加保険料	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 普通保険約款第1章基本条項第14条(1)②の規定により、当社が請求した追加保険料	

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
- (3) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) (2)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5) (1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、次のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 追加保険料を領収する前に被った身体障害による就業不能
② 追加保険料を領収する前に始まった就業不能
- (6) (1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、証券記載業務の変更の事実(注)があった後に生じた就業不能に対しては、普通保険約款第1章基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求・告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)(4)の規定を適用して、保険金を削減して支払います。
- (注) 普通保険約款第1章基本条項第4条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(1)の変更の事実をいいます。
- (7) 普通保険約款第1章基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求・告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)(1)③の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (8) 保険契約者が(7)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた次のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。
- ① 追加保険料を領収する前に被った身体障害による就業不能
② 追加保険料を領収する前に始まった就業不能

第8条 (保険料領収証の発行)

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次に掲げる事実のいずれかに該当する場合、その事実に応じた集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②または③については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、その効力を失いません。

事実	集金不能日
① 集金契約が解除された場合	その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日
② 集金者の責に帰すべき事由により、年額保険料または初回分割保険料が集金日の属する月の翌月末日までに集金されなかった場合	その事実が発生した日
③ 集金者の責に帰すべき事由により、第2回目以降の分割保険料が集金日の属する月の翌々月末日までに集金されなかった場合	
④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	

- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) この特約が付帯された保険契約のうち、この特約(注1)が継続して1年以上付帯された保険契約(注2)について、当社と集団とが特に取り決めを行った場合は、構成員等(注3)でなくなった場合でも、同一の集金者を経て保険料を払い込むことができる期間については、その保険契約者は、構成員等(注3)とみなして取り扱います(注4)。
- (注1) この特約と同種と認められる特約を含みます。
(注2) この特約が付帯された保険契約と組み合わされる生命保険契約に、この特約と同種と認められる特約が継続して1年以上付帯されているものを含みます。また、いずれの場合も、同一の集金者を経て保険料を払い込むものに限りです。
(注3) 集団、集団の役職員ならびに集団の構成員および集団の構成員の役職員をいいます。
(注4) (2)の人数には含めません。
- (4) (1)①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対してその旨を書面により通知します。
- #### 第10条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)
- 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日の属する月の翌月末日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- #### 第11条 (未払込保険料領収前の事故)
- (1) 当社は、前条に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、第9条(特約の失効または解除)(1)①から④までの事実による失効および同条(2)の解除ごとに、それぞれ次のいずれかに

該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。

- ① 第9条(1)①、③および④の事実の場合は、その集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能もしくは始まった就業不能
 - ② 第9条(1)②の事実の場合は、保険期間の開始日または各保険年度の保険期間の初日応当日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能もしくは始まった就業不能
 - ③ 第9条(2)の解除の場合とは、この特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に被った身体障害による就業不能もしくは始まった就業不能
- (2)(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約は、第9条(特約の失効または解除)(1)①から④までの事実による失効および同条(2)の解除ごとに、それぞれ次に掲げる時から効力を失います。

① 第9条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日

② 第9条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日の属する月の翌々月1日

(3)(2)の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第12条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

(1) 第9条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

集団扱における追加保険料の払込みに関する特約(生命保険セット用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
お 覚書	「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」をいいます。
し 集金契約	集団扱特約<用語の定義>に規定する集金契約をいいます。
集金者	当社ととの間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	集団扱特約第9条(特約の失効または解除)(1)に定める集金不能日をいいます。
集団扱特約	集団扱特約(生命保険セット用)をいいます。
み 未払込保険料	その保険年度の追加保険料の総額およびその保険年度の総保険料から既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた保険料をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- ① この保険契約に集団扱特約が適用されていること。
- ② 集金者と当社との間に覚書が締結されていること。

第2条(この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)

(1) 保険契約者または被保険者は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める訂正の申出または通知を行う場合は、当社が承認するときに限り、書面、電話またはファクシミリ等の当社が定める通信手段により、当社の所定の連絡先に対して直接行うことができます。

(2) 保険契約者または被保険者が(1)の訂正の申出または通知を行い、当社が普通保険約款第1章基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求-告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)の規定に従い追加保険料を請求した場合は、集団扱特約第7条(追加保険料の払込み)(1)および(7)の規定にかかわらず、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当社に払い込むことができます。

(3)(2)の追加保険料は、当社の定める次のいずれかの方法により払い込むものとします。

- ① 追加保険料の全額を一時に払い込む方法
- ② 追加保険料を当社の定める回数に分割して払い込む方法

第3条(保険料領収証の発行)

当社は、集金者を経て払い込まれた追加保険料については、領収した追加保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第4条(特約の失効または解除)

(1) 集団扱特約第9条(特約の失効または解除)(1)の規定により集団扱特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

(2) 集団扱特約第9条(特約の失効または解除)(2)の規定により集団扱特約が解除された場合には、この特約も解除します。

第5条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日の属する月の翌末日までに、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日の属する月の翌末日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた次のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。

① 未払込保険料の全額を領収する前に被った身体障害による就業不能

② 未払込保険料の全額を領収する前に始まった就業不能

(3) 当社は、前条(1)または(2)の規定により、この特約が効力を失ったまたは解除された場合で、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、保険契約は、それぞれ次に掲げる時から効力を失います。

① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の属する月の翌々月1日

② 前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、この特約の解除日の属する月の翌々月1日

(4)(3)の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、集団扱特約の規定を準用します。

保険契約の自動継続に関する特約(集団扱契約(生命保険セット)用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
ほ 保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、集団扱特約（生命保険セット用）を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容（注）で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

（注）第5条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。

(2) 被保険者の年齢が進行することにより、その被保険者の適用保険料が変更となる場合には、(1)にいう「同一の内容」のうち保険料または保険金額については、次のいずれかこの保険証券に記載された方法により計算した額とします。

① 保険金額を同額とし、保険料を変更する方法

② 保険料を同額とし、保険金額を変更する方法

(3) (1)の規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。

(4) (1)から(3)までの規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、次に掲げる集金日までに、集金者に払い込まなければなりません。

① 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、継続前契約の年額保険料を払い込んだ日の属する月の翌年の応当月の集金日

② 保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込む場合は、継続契約の初回分割保険料は継続前契約において定められた最後の集金日の属する月の翌月の集金日、第2回以降の分割保険料はその翌月以降の毎月の集金日

第4条（継続契約の保険料の払込猶予および保険契約の効力）

(1) 前条(2)の規定にかかわらず、継続契約の保険料の払込みについては、同条(2)に定める集金日の属する月の翌々月末日までを猶予期間とします。

(2) 継続契約の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(3) (2)の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第5条（継続契約に適用される制度・料率等）

(1) この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以降第2条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。

（注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

(2) (1)の規定により第3条（継続契約の保険料および払込方法）および前条に相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契

約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

第6条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第2条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第7条（継続契約の告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、第2条（保険契約の継続）

(1)から(3)までの規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（注）継続前契約の告知事項について、次に掲げる変更があった場合は、その変更後の内容をいいます。

ア. 普通保険約款第1章基本条項第3条（告知義務）(4)③の規定による訂正に基づく変更

イ. 同章第4条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(1)の規定による通知に基づく変更

(2) 当会社は、保険契約継続の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が、保険契約継続の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、被保険者が身体障害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約継続の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を継続していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合またはその継続契約の締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除がてん補期間が開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第1章基本条項第13条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注）(1)の告知事項の変更が被保険者の証券記載業務の変更である場合は、普通保険約款第1章基本条項第4条（証券記載業務の変更に関する通知義務）(2)の規定に準じ、保険金を削減して支払います。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した身体障害については適用しません。

第8条（普通保険約款等の読み替え）

この特約を付帯した保険契約については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定中「保険証券」とあるのを「保険証券等」と読み替えて適用します。

第9条（特約の失効または解除）

集団扱特約（生命保険セット用）第9条（特約の失効または解除）の規定により、集団扱特約（生命保険セット用）が効力を失った場合または当会社が集団扱特約（生命保険セット用）を解除した場合には、この特約も効力を失います。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、

保険料分割払特約（一般）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
こ 口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し 次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、その追加保険料をいい、分割して払い込む場合は初回分割追加保険料をいいます。
つ 追加保険料	普通保険約款等の規定により、当社が請求する追加保険料をいいます。
て 提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ね 年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
は 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ふ 分割追加保険料	追加保険料を残余の回数および金額に分割して払い込む場合におけるその分割した追加保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを当社が承認した場合に適用されます。

第2条（分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、分割保険料を次の区分に従い、当社に払い込まなければなりません。

区分	分割保険料の払込み
① 初回分割保険料	この保険契約の締結と同時に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次のいずれかに該当する就業不能に対しては、

保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、初回分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
 - ② この保険契約の保険期間の開始時から、初回分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
- (2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠った場合は、当社は、次のいずれかに該当する就業不能に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月末日までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。
- ① その分割保険料の払込期日の翌日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
 - ② その分割保険料の払込期日の翌日から、その分割保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。
- (4) (2)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めるときは、当社は、(2)、(3)および第6条（保険契約の解除－分割保険料不払の場合）(1)①の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対してその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 次のいずれかの規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、残余の分割回数がある場合は、追加保険料をその回数および金額に分割して払い込むことができます。

- ① 普通保険約款第1章基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合）(1)①
- ② 普通保険約款第1章基本条項第14条(1)②
- ③ 普通保険約款第1章基本条項第14条(1)③

- (2) (1)の場合において、追加保険料を分割して払い込む場合は、分割追加保険料を残余の払込期日までに払い込まなければなりません。
- (3) (1)の場合において、追加保険料を口座振替により払い込む場合は、当社は、追加保険料（注）を払い込むべき払込期日を、提携金融機関において口座振替が可能となる最初の口座振替日とすることができま

す。（注）分割追加保険料については、初回分割追加保険料をいいます。

第5条（追加保険料不払の場合の取扱い）

- (1) 当社は、保険契約者が前条(1)①または②の初回追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みがなかった場合に限りま
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
 - (3) (1)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合には、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と

既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

- (4) 前条(1)①の追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注)。

(注)既に保険金を支払っていた場合は、当社は、その返還を請求することができます。

- (5) 前条(1)②の追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、証券記載業務の変更の事実(注)があった後に被った身体障害による就業不能に対しては、普通保険約款第1章基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求・告知義務・証券記載業務の変更に関する通知義務等の場合)

(4)の規定を適用して、保険金を削減して支払います。

(注)普通保険約款第1章基本条項第4条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(1)の変更の事実をいいます。

- (6) 前条(1)③の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に被った身体障害による就業不能に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

- (7) 初回追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みがなかった場合で、その払込期日の属する月の翌月末日までに被った身体障害による就業不能に対して、初回追加保険料を請求すべき事由に対する保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者はその払込期日に払い込むべき保険料(注)を当会社に払い込まなければなりません。

(注)初回追加保険料とその払込期日までに払い込むべき分割保険料とを合計した保険料をいいます。

- (8) (1)および(7)の規定にかかわらず、初回追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めるときは、当社は、(1)および(7)の「[払込期日の属する月の翌月末日]を「[払込期日の属する月の翌々月末日]と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対してその初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとし

第6条(保険契約の解除—分割保険料不払の場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

- (3) (1)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

保険契約の自動継続に関する特約(分割払契約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 継続契約	第2条(保険契約の継続)(1)または(3)の規定により継続される保険契約をいいます。
は 払込期日	① 継続契約の初回分割保険料については、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日をいいます。 ② 継続契約の第2回目以降の分割保険料については、①の翌月以降の毎月の応当日をいいます。
ほ 保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険料分割特約(一般)を付帯した保険契約で、当社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条(保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日までに、当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容(注)で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

(注)第6条(継続契約に適用される制度・料率等)に規定する場合を除きます。

- (2) 被保険者の年齢が進行することにより、その被保険者の適用保険料が変更となる場合には、(1)にいう「同一の内容」のうち保険料または保険金額については、次のいずれかこの保険証券に記載された方法により計算した額とします。

① 保険金額を同額とし、保険料を変更する方法

② 保険料を同額とし、保険金額を変更する方法

- (3) (1)の規定にかかわらず、継続時の当社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。

- (4) (1)から(3)までの規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条(継続契約の分割保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の初回分割保険料および第2回目以降の分割保険料を、それぞれの払込期日に払い込むものとします。

- (3) 継続契約の初回分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が継続契約の初回分割保険料の払込期日までに継続契約の初回分割保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合は、当社が口座振替請求を行った最も早い振替日(注)を継続契約の初回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(注)その振替日が継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌々の振替日以降となるときには、継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌々の振替日とします。

- (4) (3)の規定により、継続契約の保険期間の初日の属する月の翌月以降に継続契約の初回分割保険料を口座振替する場合は、当社は、継続契約の第2回目以降に払い込むべき分割保険料と初回分割保険料を同時に口座振替します。

第4条(継続契約の初回分割保険料領収前の事故)

- (1) 継続契約の初回分割保険料の払込期日に継続契約の初回分割保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の初回分割保険料を、その継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに継続契約の初回分割保険料を払い込んだ場合には、この保険契約の継続時に継続契約の初回分割保険料を領収したものとみなして、継続契約の普通保険約款および継続契約に付帯された特約の規定を適用します。
- (3) 前条の継続契約の初回分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が(1)に規定する継続契約の初回分割保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めるときは、当会社は、(1)、(2)および次条(1)の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。
- (4) (2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、継続契約の初回分割保険料領収前に被った身体障害による就業不能に対して保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、継続契約の初回分割保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第5条(継続契約の解除—初回分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の初回分割保険料の払込みがない場合には、継続契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、継続契約に付帯された保険料分割払特約(一般)の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(継続契約に適用される制度・料率等)

- (1) この保険契約に適用した制度・料率等(注)が改定された場合には、当会社は、制度・料率等(注)が改定された日以降第2条(保険契約の継続)(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等(注)を変更します。
- (注)普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。
- (2) (1)の規定により第3条(継続契約の分割保険料および払込方法)から第5条(継続契約の解除—初回分割保険料不払の場合)までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

第7条(継続契約に適用される特約)

- (1) この保険契約が第2条(保険契約の継続)(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。
- (2) この保険契約に初回保険料の口座振替に関する特約が付帯されている場合、継続された保険契約については、この特約の規定が優先して適用されます。

第8条(継続契約の告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、第2条(保険契約の継続)(1)から(3)までの規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項(注)に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (注)継続前契約の告知事項について、次に掲げる変更があった場合は、その変更後の内容をいいます。
- ア. 普通保険約款第1章基本条項第3条(告知義務)(4)③の規定

による訂正に基づく変更

イ. 同章第4条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(1)の規定による通知に基づく変更

- (2) 当会社は、保険契約継続の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が、保険契約継続の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、普通保険約款第2章補償条項第1条(保険金を支払う場合)の身体障害によって就業不能となる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約継続の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を継続していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合またはその継続契約の締結時から5年を経過した場合

(注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除がてん補期間が開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第1章基本条項第13条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注)(1)の告知事項の変更が被保険者の証券記載業務の変更である場合は、普通保険約款第1章基本条項第4条(証券記載業務の変更に関する通知義務)(2)の規定に準じ、保険金を削減して支払います。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した身体障害については適用しません。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された保険料分割払特約(一般)の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
こ 口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し 指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
し 初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、一時払保険料をい、保険料を分割して払い込む場合は、初回分割保険料をいいます。
て 提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ 分割払特約	保険料を分割して払い込むことを定めた特約をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たす場合で、かつ、保険契約者が初回保険料を口座振替の方法により払い込むことを当社が承認したときに適用されます。

① 保険契約締結の際に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。

② 保険契約締結の際に、保険契約者から当社への損害保険料口座振替依頼書等の提出がなされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

(1) 初回保険料の払込みは、(4)に規定する初回保険料払込期日に口座振替によって行うものとします。

(2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れなければなりません。

(4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日（注）とします。

（注）振替日は損害保険料口座振替依頼書等に記載された期日とします。

(5) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当社が口座振替請求を行った最も早い振替日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

（注）その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときには、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。

(6) この保険契約に、分割払特約が付帯されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当社は、分割払特約の第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。

第3条（初回保険料領収前の事故）

(1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険契約締結時に初回保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認める場合は、当社は、(1)、(2)、(6)および次条(1)の「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、この保険契約に、分割払特約が付帯されているときは、当社は、保険契約者に対して初回保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(4) (2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料領収前に被った身体障害による就業不能に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当社に払い込まなければなりません。

(5) (4)の規定にかかわらず、就業不能の原因となった身体障害を被った日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその就業不能に対して保険金を支払います。

(6) (5)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料

の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができません。

第4条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）

(1) 当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその效力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

特定疾病・症状一覧表（特定疾病等補償対象外特約用）

A I G損害保険株式会社の保険証券番号の2文字目が「G」の契約で、保険契約継続証に「特定疾病等補償対象外特約により補償されない疾病群または疾病名」が表示されている場合は、対象の疾病に対して「特定疾病等補償対象外特約」が適用されます。また、「II群・呼吸器系の病気」のように群の表示がされている場合は、下記「特定疾病・症状一覧表」に分類された群の疾病が補償対象外となります。（近畿税理士会の契約を除く）

群	分類	A	B
I群	循環器系の病気	脳出血、脳血栓、脳卒中、くも膜下出血、心臓弁膜症、心筋硬塞、心不全、狭心症	高血圧症、動脈硬化症、低血圧症、貧血症、リウマチ
II群	呼吸器系の病気	喘息、結核、肺がん	慢性気管支炎、肋膜炎、肺気腫、肺化膿腫
III群	消化器系の病気	食道がん、胃がん、腸がん、肝硬変、肝・胆のうがん	胃炎、胃・十二指腸のかいよう、ポリープ、腹膜炎、かいよう性大腸炎、胆のう炎、胆石、腸閉塞、肝炎、すい臓炎、黄だん、肝機能障害
IV群	泌尿器系の病気	慢性腎炎、ネフローゼ、腎臓がん	腎炎、腎盂炎、腎臓・膀胱・尿路結石、血尿症、蛋白尿
V群	糖尿病関連の病気	糖尿病	白内障、緑内障、低血糖、座骨神経痛、網膜症
VI群		上記以外のがん、肉腫、悪性新生物	子宮筋腫
	その他の疾病・症状	カリエス、白血病、精神分裂症、てんかん、ノイローゼ（神経症）、膠原病、慢性虫垂炎、メニエール氏症候群	痔・脱肛、椎間板ヘルニア、神経痛、蓄膿症、バセドウ氏病、胃腸切除後遺症、内臓損傷後遺症、頭部外傷後遺症、痛風、性病、中耳炎、むちうち症、骨髄炎 上記以外* ※ 保険契約継続証に記載の疾病に対して「特定疾病等補償対象外特約」が適用されます。

【近畿税理士会用】 特定疾病・症状一覧表（特定疾病等補償対象外特約用）

A I G損害保険株式会社の保険証券番号の2文字目が「H」の契約で、保険証券、保険契約証または損害保険加入者証に「特定疾病等補償対象外特約により補償されない傷病名」が表示されている場合は、対象の傷病に対して「特定疾病等補償対象外特約」が適用されます。

●呼吸器	01. 結核 02. 肋膜炎 03. 慢性気管支炎 04. ぜんそく
●循環器・血液	05. 心臓弁膜症 06. 狭心症 07. 心筋梗塞 08. 心肥大 09. 高血圧
●消化器	10. 胃腸のかいよう 11. 慢性胃腸炎 12. 腸閉塞 13. 黄だん 14. 胆石 15. 肝炎 16. 肝肥大 17. 肝硬変 18. すいぞう炎 19. 腹膜炎 20. 痔疾
●新生物	21. がん 22. 肉腫 23. 白血病 24. ポリープ
●泌尿・生殖器	25. 腎炎 26. ネフローゼ 27. 血尿 28. 腎臓および尿路結石 29. 蛋白尿
●骨・関節・筋肉	30. リューマチ 31. カリエス 32. 神経痛 33. 骨ずい炎 34. 椎間板ヘルニア
●精神・神経	35. 分裂症 36. ノイローゼ 37. 脳出血 38. 脳軟化
●その他・疾病	39. 糖尿病 40. バセドウ氏病 41. 梅毒 42. 蓄膿症 43. 中耳炎
●外傷	44. 頭部外傷 45. むちうち症
●その他	46. その他* ※ 申込書の健康調査欄の「46. その他」に疾病・外傷名を記入いただいた場合は、その傷病に対して「特定疾病等補償対象外特約」が適用されます。 具体的な内容は、お手元の申込書控（事業所控）でご確認ください。

保険証券・重要事項説明書と一緒に、この約款を大切に保管してください。

弊社からご契約者のみなさまへのお願い

次のような場合、弊社までご連絡をお願いします。

ご契約内容に次のような変更が発生したときは…

- (1) ご契約者の住所が変更になったとき
- (2) ご契約内容の変更をご希望されるとき

事故にあわれたときは…

すぐに取り扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
また弊社の承認がないまま、賠償金等を支払われた場合には、約款の規定により保険金のお支払いが円滑に進まなくなる場合があります。